

写

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約に関する協議書

稲沢市、祖父江町及び平和町（以下「1市2町」という。）は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市2町が協議して定める事項及び1市2町の長が協議して定める事項について、下記のとおり協議した。

記

- 1 規約第6条第1項に規定する会長の選任について
会長には、稲沢市長 服部 幸道 を選任する。
- 2 規約第7条第1項第4号に規定する委員の選任について
愛知県 尾張事務所長 古池 庸男 を委員とする。
- 3 規約第13条に規定する事務局の事務に従事する職員について
事務局の事務に従事する職員は次のとおりとする。

	氏 名
稲 沢 市	大野 紀明・渡辺 義憲・奥田 康生・富安 精・足立 直樹
祖 父 江 町	渡辺 一平・佐藤 雅之
平 和 町	渡辺 幸治・伊藤 充

- 4 規約第14条に規定する経費について
経費は1市2町の負担金その他の収入をもって充てることとし、平成15年度における負担金の額は次のとおりとする。
なお、平成16年度以降の負担金の額については、1市2町が別途協議の上、定める。

(単位 : 千円)

	均等割	世帯数割	計
稲沢市	11,584	865	12,449
祖父江町	11,584	165	11,749
平和町	11,584	98	11,682

世帯数割 協議会だより発行費 1,128 千円を稲沢市 35,214 世帯 (76.7%)、祖父江町 6,699 世帯 (14.6%)、平和町 4,007 世帯 (8.7%) で按分する。(世帯数は平成 15 年 4 月 1 日現在とする。)

- 5 規約第 17 条第 2 項に規定する報酬及び費用弁償について
報酬及び費用弁償については協議の上、別紙規程のとおりとする。

平成 15 年 7 月 1 日

愛知県稲沢市稲府町 1 番地

稲沢市

稲沢市長 服部 幸道 印

愛知県中島郡祖父江町大字上牧字下川田 454 番地

祖父江町

祖父江町長 丹羽 俊春 印

愛知県中島郡平和町大字横池字中之町 138 番地

平和町

平和町長 伊藤 勇夫 印

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員等の報酬は、日額9,300円とする。ただし、地方公共団体の長及びその他の常勤職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会の委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額については、稲沢市の例による。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。